

# 控訴審第1回裁判のご報告

令和2年7月10日  
原発被害救済千葉県弁護士事務局

## 1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

### (1) 当弁護士団が提出した主張書面や証拠

#### ★控訴理由書(責任論)

#### ○概要

- ① 原判決は、予見可能性を判断するにあたり、被害法益たる国民の生命等を考慮して予見可能性を肯定しておきながら、その直後の結果回避義務を基礎付ける段階において、法令の趣旨目的や被害法益の重大性に一切触れることなく、事業者の人的物的資源の有限性等の経済的都合から、結果回避義務を基礎付けるに至らないという倒錯した判断を下している。このような法令の趣旨目的や被害法益も考慮せず、前後で矛盾した判断過程は、過去の最高裁判例にも反する明白な誤りである。
- ② 原判決は、「長期評価」の見解を客観的かつ合理的根拠に基づく知見として認め、最新の科学的知見への即応性の観点から、「長期評価」に基づいて、国が津波シミュレーションを行う義務があることを認めた。ところが、原判決は、国に上記予見義務を認めるだけで、国による予見義務が実際に尽くされていたのか、尽くされていなかったとしてその点をどのように評価すべきかといった点を、全く判断していない。  
国は、東電を通じた地震学者の佐竹健治氏の回答内容を東電からヒアリングすることで十分であり、これにより調査義務を尽くした等と主張している。原子力発電所の安全規制を担う国・保安院において、自らにとって専門外の分野について専門機関の公的な見解が出された場合に、一学者の意見のみを聞いてそれに対する今後を含めた安全規制の決定的な判断をしてしまうようなことは、原子力発電所の深刻な事故から国民の生命身体の安全を守る国の役割として不適切である。
- ③ 技術基準省令4条1項における「想定される自然現象(津波)」により原子炉施設が「損傷を受けるおそれがある」場合に該当すれば、原子力発電所の安全を維持するために、同法令の趣旨目的から、安全防護のための規制権限行使が義務づけられている。この場合に、規制権限行使の有無につき、規制行政庁の裁量の余地はない。
- ④ 原判決は、「長期評価」を、「異論の多い仮説の積み重ね」などとして、個々の専門会の異論と「長期評価」を同列に論じている。原判決は、「長期評価」の策定における詳細な議論・検証の経過やそれに基づいた仮説ではなく、公的な見解として結論が出されたことや、その公的判断であることの意義そのものを全く無視している。原判決が述べる異論は、海溝分科会での各過程で別委員からの指摘等も含めて多数階の議論が交わされた上で全て克服され、佐竹健治氏も含め異論を述べた委員も賛同の上で、1つの結論に至っている。

原判決は、あたかも「長期評価の見解」が中央防災会議において検討された

かのように判示する。しかし、そもそも中央防災会議日本海溝・千島海溝調査会の北海道WGの議論の過程では、「長期評価の見解」をとりまとめた海溝型分科会での議論は前提とされていない。

原判決は、遅くとも平成18年5月の時点において、敷地高さを超える津波が予見できたとして、予見可能性を肯定した。しかし、原判決が予見可能性の時期を平成18年5月とする根拠として挙げるスマトラ沖地震の発生や溢水勉強会の結果は、「長期評価」に基づいて敷地高さO. P+10mを超える津波の予見可能性を認めるにあたり、何ら関係がない。予見可能性を肯定する時期は、平成14年末の時点である。

- ⑤ 原判決の判示によれば、確立した知見に至らなければ、その全てを事業者の操業上の経済的都合(人的物的資源の有限性)に基づいてリスク発生の確実性による優先順位付けに委ねてしまうことになる。これは、明らかに原子力発電所の安全規制を求める法の趣旨目的を誤って理解するものである。さらに、原子力発電所の安全規制において、「リスクの発生の確実性」により「優先順位」を付けて規制がなされていたかのような事実は、存在しない。当時から、規制は決定論的安全評価によっていたのであり、発生の確率をもって対策を段階的に基礎付けたり、優先性を判断したりは、その手法の確立にも至っていない状況にあったものである。原判決のように、国民の生命身体を守るべき利益とする場合に、一事業者の資金等の経済的な都合との間でその利益を比較衡量するようなことは、これまでの最高裁判決においても認められたことはない。

原子力安全・保安院としては、「長期評価」に基づく津波対策は不要だったという判断を既に行っていたのであり、津波対策は必要だが優先度が低いので「後回し」とされたものではない。そもそも、国が津波対策と地震対策を比較した上で地震対策を優先したとする事実そのものが、存在しない。

- ⑥ 原判決は、津波対策としてドライサイトコンセプトに基づく防潮堤の建設が優先するという前提を勝手に作り出し、容易に取り得る他の津波対策を十分に検討せず、安易な結論を導いている。多重防護・深層防護という国際的にも確立されていた知見を一切考慮することなく、防潮堤の設置以外の主要建屋の水密化等の防護措置が劣後する(優先順位が下がる)との原判決の判示は、明らかに誤りである。

2008年推計を前提としたタービン建屋等・重要機器が設置されていた箇所の水密化により、本件津波に対しても、共用プール建屋内の空冷式非常用ディーゼル発電機・タービン建屋等の内部に設置されていた配電盤が被水することを回避して、全交流電源喪失を回避することによる結果回避可能性は、十分に認めることができる。これらの措置は、費用・施工期間等の観点からしても、その実行が容易であったのであり、それにもかかわらず原子炉施設全体を防護する防潮堤に固執し、過酷事故による深刻な被害を回避する観点にたったの最低限の実行容易な津波防護措置を義務づけなかった経済産業大臣の規制権限不行使は、予見可能性などの他の考慮要素と総合的に評価する観点からしても、著しく合理性を欠くものと言わざるをえない。

## ★控訴理由書(2)(損害論)

### ○概要

- ① 本訴訟で一審原告らが侵害されている権利として主張している権利は、「包括的生活利益としての平穏生活権」である。平穏生活権とは、一審原告らが居住し

ている地域において平穩で安全な日常的な社会生活を送ることができる生活利益そのものであり、居住・移転の自由、平穩生活権、人格発達権、内心の静穏な感情を害されない利益を含む概念である。一審被告らの行為によって、一審原告らの平穩生活権は侵害され、今もその侵害は継続している。

- ② 一審原告らが提出した疫学調査は、精緻な被曝線量を推計しており、信頼性が高い。今中哲二教授が推計した一審原告らの初期被曝量は、「誰にとっても容認可能」とはいえないレベルに達している。低線量被曝のリスクは、科学的に全くあり得ないということとはできない。

それにも関わらず、原判決は、一審原告らが提出した科学的知見を排斥し、排斥するにあたり、その判断過程に関する説明を、全く欠いている。

- ③ 仮に、現時点で科学的知見が対立し、到達地点が確立しているとはいえないという指摘があるとしても、その科学的な不確かさを補うものが、一般人・通常人の主観面での考察(社会的合理性を有する不安といえるかどうか)である。権利侵害の有無を検討する上では、科学的知見と同時に主観面での考察もなされなければならない。

中谷内教授の心理学的研究に基づく意見書・証言調書からすれば、本件事故に伴う放射性物質により、避難前の居住地域を汚染された一審原告らが、健康リスクを中心とするリスクを深刻に受け止め、強い恐怖・不安を抱くことにつき、一般人のリスク認知のメカニズムからして、何ら不自然なことではない。成教授らによる「福島子ども被害プロジェクト」のアンケート調査から、避難指示区域対象区域外でも、無視し得ない生活の質の低下や精神面を含めた健康影響が長期にわたって持続していること、被害が必ずしも空間線量に単純比例するものではないことが明らかとなった。群馬判決では、リスク認知の観点から、避難しなければならないリスクは大きいと認知することはなかば不可避であり、「通常人ないし一般人において合理的な行動というべき」と強く肯定した。東京地裁判決も、リスク認知論における恐ろしさ因子と未知性因子を、避難と本件事故との因果関係を検討する上での前提要素としている。

- ④ 中間指針等は、あくまで当面の最低限の賠償基準を示すものとして策定されたものであり、賠償範囲を制限したり、賠償額の上限を画したものではない。他の集団訴訟においても、中間指針等が、裁判規範ではなく、裁判所が拘束されない旨、確認されている。そして、他の集団訴訟においても、自主的避難等対象区域への慰謝料について、中間指針の賠償基準を超える慰謝料を認めている。一審原告らの避難生活の様子は様々であるが、いずれも、家族が離ればなれになるなど強い精神的負担が生ずる状況下において、未だに平穩で安定した生活を送ることができていない。

生命・身体に対するダメージに関する損害や、従前の居住地から切り離されたことに伴う損害などが、避難生活から生ずる損害とは別に観念しうる。これを、ふるさと喪失慰謝料と呼称している。いずれの一審原告も、避難元地域によって培った種々の関係性が断絶され、本件事故がなければ当然に得られていたであろう従前の生活における喜びが、取り戻されないものとして失われている。平穩な日常生活は、避難をすればそれだけで失われるものであり、どこから避難したかによって変わるわけではない。

- ⑤ 原判決は、全世帯について、既払額を世帯単位で合算し、それを各人に控除していく方法をとっている。とりわけ精神的苦痛に伴う慰謝料は、本人が感じた苦痛に伴い発生するものである。発生する慰謝料も本人に帰属するものである

し、既払金も個人に対して支払われるものであることから、上記既払金控除の方法は不合理である。

- ⑥ 一審原告らの避難元の中には、他の避難区域等からの避難者が避難し、原発復興関連の仕事に従事する者が居住する一方で、依然放射能への心配等から避難を続ける人が多数いる。事故前からの居住者と事故後に移り住んだ者などが混在し、従来からの人間関係が変容している。

一審原告らが避難元の線量を実際に計測したところ、自治体が公表している数値よりも高くなっていることもある。幼い子どもたちを含む一審原告らが、未だ科学的に解明されたとはいえない放射線被爆の人体への影響に対する恐怖、特に人の親として子どもたちの生命・健康を危険にさらすのではないかと恐怖に直面し、避難を現在まで継続していることには、合理性がある。

原判決は、避難の合理性が認められる期間やふるさと喪失慰謝料についての判断を下すにあたり、一審原告らの個別の事情についてほとんど反映しておらず、慰謝料の金額をどのように考えて認定したのか、明らかにしていない。統計資料からみられる表面的な事情を認定するだけであり、居住者が現在どのような状況に置かれているかを十分に理解しているとは言い難い。原判決は、個々の一審原告の被害の訴えに向き合っていない。

#### ★第1準備書面（一審被告東京電力控訴理由書に対する反論）

##### ○概要

- ① これまで主張してきたリスク認知論の観点からも、一審原告らは、「科学的に不適切とは言えない程度の不安」があり、平穩生活権が侵害されている。一審原告らは、家族の生活状況、就労状況などから、もとの自宅で、現在まで事故前と同様に平穩に生活することが困難となった。放射線作用のみならず、避難を余儀なくされたことにより、一審原告らの平穩が侵害されている。

財産的損害に対する賠償等は、避難生活による精神的苦痛を緩和するものではない。

- ② 東電から支払われた賠償金額だけでは、仮に避難を望んだとしても、仕事を辞め、元の住居地を離れて避難をすること等到底できない。避難した住民の割合は、権利侵害を考える上で参考にならない。

自主的避難等対象区域において、平成23年4月22日頃までに、避難元住居において安心して暮らせる状況になっていたなどとはいえない。

#### ★その他提出した書面

控訴答弁書、附帯控訴状、今中哲二教授氏の証人尋問申請書

#### ★提出した主な証拠

一審原告の方々の陳述書、弁済充当の主張立証責任に関する文献

## (2) 一審被告東京電力が提出した主張書面や証拠

### ★控訴理由書

#### ○概要

- ① 自主的避難等対象区域はもちろんのこと、旧緊急避難準備区域も健康影響を及ぼす程度の放射性物質の飛来はない。居住可能な状態であったことが、原判

決では看過又は軽視されている。

- ② 精神的損害の額は、財産的な填補状況にもかんがみて、補充的なものと位置づけられている。避難に係る経済的な負担の補填のある本件において、旧緊急時避難準備区域における月額10万円は、むしろ被害者に対する最大限の補償の観点から設定されている。

原判決は、南相馬市につき、平成24年8月末日を賠償終期とすることの合理性を認めたものの、南相馬市からの避難者に関し、その理由を超えた個別事情を認定することなく、平成25年3月末日までの避難継続の合理性を認めており、誤っている。

180万円を超える精神的損害の存在は、証拠上認められない。

- ③ 自主的避難等対象区域に関しては、そもそも放射線の作用からすれば、避難の必要性がない。大半の者は避難せずそのまま元の居住地にとどまっていた。放射線の作用に基づく賠償の前提である「原子力損害」には、主観的に放射線への不安や懸念を抱いたことに伴う精神的苦痛は含まれてない。原賠法は、単に「原子炉の運転等により」生じた損害一般に対して、賠償することを予定していない。原賠法が規定する「原子力損害」とは、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用」により生じている損害だからである。

遅くとも平成23年4月22日までには、自主的避難等対象区域では、平穏な生活を送れるようになっていた。原判決が東電支払済みの額を超える部分の認定をしているのは、誤りである。

#### ★1 審被告東京電力共通準備書面(損害論に関する主張の整理・補充と1審原告らの主張に対する反論)

##### ○概要

- ① 自主的避難等対象区域においては、本件原発から十分に離れており、本件事故後も特に政府による避難指示等の対象とはされず、本件事故後の混乱期を脱した後は、小・中学校や企業活動その他の社会生活も再開されるなど、徐々に落ち着きを取り戻している。空間放射線量についても、本件事故前とほとんど変わらないか、政府による避難指示基準である年間20ミリシーベルトを大きく下回っており、健康に影響を与える水準ではない。

自主的避難等対象区域においては、遅くとも屋内退避区域の指定が解除された平成23年4月22日頃以降、法的に慰謝料請求権の発生を基礎付けるほどの「相当程度の不安や恐怖」が生じているような状況は、解消された。

本件放射線作用による侵害の程度・内容や、過去の同種の裁判例の慰謝料認容額に照らせば、仮に本件事故により一審原告らの「法律上保護される利益」が侵害されたとしても、その範囲は、東電による賠償額を超えることはない。

旧緊急避難準備区域の住民に対する慰謝料額も、同区域内の客観的事情に照らせば、その損害を十分に補填するに足るものである。

現に、東電が提示した賠償基準の合理性は、本件事故に係る高裁レベルの裁判例においても、既に確認されている。

- ② 一審原告らの損害額を認定するにあたり、まずは、財産的損害・精神的損害を問わず、一審原告らが被った全損害を認定した上で、そこから、これまでに支払われた全ての既払金を、弁済の抗弁として控除すべきである。

同一世帯の構成員間においては、生計を共通にしており、財産的損害や慰謝

料のうち生活費増加分についても世帯で共通する損害に対して支払われているものがある。そのため、同一世帯内で名目上は特定の世帯構成員に支払われた既払金であっても、世帯構成員全員の利益のために支払われたと評価すべきである。既払金について、世帯内での融通・充当が認められるべきである。

- ③ 中間指針は、最低限の基準などではない。自主的避難等対象区域あるいは旧緊急時避難準備区域の居住者は本件事故により避難を強いられたとはいえ、大半の住民が本件事故後ほどなく社会的・経済的活動を再開し本件事故前の平穏な生活を回復している。一審原告らには、法律上保護される利益の侵害がなく、ふるさと喪失による慰謝料は認められない。

一審原告らが低線量被ばくの健康影響を論じることにより問題としている「避難の合理性」とは、東電に対する精神的損害等の賠償請求を基礎付けるに足りる一審原告らの権利利益の侵害があったとの主張に他ならない。低線量被ばくのリスクは、科学的知見からすれば、漠然とした危惧感を超えるものではなく、低線量被ばくの客観的なリスクによって、一審原告らの生命・身体・財産に対する具体的な危険は生じておらず、「法律上保護される利益」が侵害されるおそれも生じていない。

#### ★提出した主な証拠

平成29年10月10日福島地裁判決、放射線量測定結果(いわき市作成)、平成31年3月27日東京地裁判決、令和元年12月17日山形地裁判決、令和2年3月10日札幌地裁判決、福島民報、福島原発事故後の親子の生活と健康に関する調査(福島子ども健康プロジェクト作成)、弁済の充当に関する文献

### (3) 被告国が提出した主張書面や証拠

#### ★控訴答弁書

##### ○概要

- ① 設定した審査基準等に不合理な点があるか、又はその基準への適合性の判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるといえない限り、原子力規制機関による規制権限の不行使は、国家賠償法上、違法とはならない。
- ② 自然災害における原子力災害発生の予見可能性の有無は、㊦原子力規制機関が設定した具体的審査基準に不合理な点があるか否か、㊧その基準への適合性判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるかという二段階の審査によって判断されるべきである。

津波評価技術の考え方は、当時の最先端の津波解析手法であり、審議会等の検証に耐え得る程度の客観的かつ合理的な科学的根拠を伴う考え方であり、原子力発電所が高度の安全性が求められる施設であることを踏まえ、安全寄りに津波モデルを設定する考え方であった。具体的審査基準として、津波評価技術と同様の考え方を事実上用いていたことは、合理的であった。

津波評価技術の考え方からすれば、明治三陸地震の波源モデルを実際に発生した場所とは異なる福島県沖の領域に設定するためには、地震地体構造の知見によって、明治三陸地震が発生した三陸沖の海溝寄りの領域と福島県沖の海溝寄りの領域とで地震地体構造が同一であるといえることが必要である。三陸沖から房総沖にかけての海溝部の地形は、北部と南部とで大きく異なり、地震地体構造に同一性があるとはいえない。国は、「長期評価の見解」を裏付ける科

学的根拠が存在しなかったこと、「長期評価の見解」は国民の防災意識の高揚という用途に資する確率計算の結果を示すためにされた評価に過ぎないこと、東電から「長期評価の見解」の科学的根拠についてヒアリングし、「長期評価の見解」が客観的かつ合理的根拠に裏付けられていないと判断したのであり、適時適切に調査をした。その結果、「長期評価の見解」は地震地体構造の知見による根拠を欠いており、福島第一原発の津波想定において、津波評価技術の考え方に取り込む必要はないと判断した。この判断過程に、看過し難い過誤・欠落はない。

したがって、国には、福島第一原発の主要建屋の敷地高さを超える津波が到来することについて、予見可能性はなかった。

- ③ 本件事故当時の科学技術水準に照らし、敷地高さを超える津波が想定される場合に講じるべきであった対策は、防潮堤・防波堤等の設置によってドライサイトを維持することであった。本件事故前において、想定される津波に対し、当時の科学的・専門技術的見地から相当程度の確実性をもって原子炉施設の安全性を確保できると言い得る対策を講じたとしても、当該対策をもって、本件事故を回避することはできなかった。

津波が敷地に侵入することを容認した上で、建屋等の全部の水密化を行うことは、合理的・信頼性のある対策とはいえず、規制機関がそのような対策を是認することはあり得ない。規制機関が建屋等の全部の水密化が規制要求に適合しているか否か判断することはできないため、そのような対策を命じる規制権限の行使が義務づけられることもない。

本件事故前の水密化の実例に照らしても、建屋等の全部の水密化が導かれることはない。多重防護・深層防護の観念から、ドライサイトの維持の他に、建屋等の水密化が導かれることはない。一審原告らが主張する結果回避措置を講じたとしても、本件事故が回避できなかった可能性が高い。

## ★第1準備書面

### ○概要

- ① 原子力規制機関は、国の防災機関が津波に関する新たな科学的知見を公表した場合、具体的審査基準の設定及びその基準への適合性の判断を見直す必要があるかどうかを判断するために、その科学的知見が審議会等の検証に耐え得る程度の客観的かつ合理的根拠に裏付けられたものであるか否かにつき、調査義務を負う。
- ② 原子力規制機関は、津波評価技術と同様の考え方を、津波に対する安全性の審査又は判断の基準として取り入れていた。その基準の設定は、本件事故前の科学的知見の到達点を踏まえた科学的・専門技術的判断として、合理性を有していた。
- ③ 「長期評価の見解」が公表された平成14年当時、三陸沖の海溝寄りの領域と福島県沖の海溝寄りの領域の地体構造が同一であるとする科学的知見は皆無であったため、福島第一原発の津波に対する安全性を評価するに当たって、福島県沖の海溝寄りの領域に明治三陸地震の波源モデルを置かなかつたことは、合理的であった。

保安院は、平成14年8月以降も、JNES(独立行政法人原子力安全基盤機構)や耐震バックチェックなどを通じて継続的に地震や津波に対する科学的知見を調査していたものの、「長期評価の見解」が規制に取り入れられるべき科学的

知見として取り上げられなかった。

国は、本件事故以前に、「長期評価の見解」について適時適切に調査をし、調査義務を果たした結果、「長期評価の見解」が従前の福島第一原発の当該基準の適合性の判断を見直すような科学的知見ではない、と判断した。国は、「長期評価の見解」を無視していたわけではなく、当該知見を確率論的安全評価の基礎資料として用いたものであるが、本件事故前の確率論的安全評価の知見によっても、福島第一原発は津波に対する安全性を見直す必要がある状況にはなかった。

上記判断は、本件事故前の科学的知見に照らして、合理性を有していた。

#### ★提出した主な証拠

佐竹健治氏の意見書、今村文彦氏・松澤暢氏・島崎邦彦氏・松山昌史氏・高尾誠氏・名倉繁樹氏・酒井俊朗氏・上津原勉氏・首藤伸夫氏・安保秀範氏の各証人尋問調書、原発賠償中間指針の考え方(中島肇氏作成)、JAMSTECにおける地殻構造探査システムの変遷(三浦誠一氏作成)、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価等の実施について(保安院作成)

## 2 弁護団員、一審原告の方による意見陳述

## 3 今後の裁判の日程

第2回口頭弁論期日

令和2年9月23日(水)14時

以 上